

令和4年度第2回「岐阜県木の国・山の国県民会議」議事概要

日 時：令和4年11月11日（金）14：00～15：30

場 所：岐阜県庁4階特別会議室

議 題

■（仮称）ぎふ木の国・山の国県産材利用促進条例について

（伊藤県産材流通課長から資料1-1、1-2に基づき説明）

【田口委員】

条例については、自分も研究会に関係しているので、ここで申し上げることはない。

資料1-1の24ページに記載されている相談センターについては、かなりニーズがあるということで、非常に有意義な取組みである。その上で、相談があった物件が木造化、木質化につながったかという結果も重要だと思うので、年度明けには追跡調査を行ってほしい。

（伊藤県産材流通課長）

相談センターについては、毎月相談件数が増えてきており、大変ありがたいと思っている。現段階で、来年度の補助要望に繋がっているものは7件ある。また、スチールの計画であったものを木造に変えるという事例も出てきており、少しずつ芽が出てきていると考えているので、来年以降も広めていきたい。それから、床面積の規模が500㎡を超えるような相談も全体の半分以上になってきており、手応えを感じている。

【田口委員】

ありがとう。せっかく相談が来ているというチャンスを逃がさないようにしていきたいと思うし、業界に対する要望等も、どこかのタイミングで取りまとめてフィードバックしてもらいたい。業界全体の底上げに繋がっていくようなれば良いと思う。

【桂川委員】

相談センターについて、関心がある方には知られているが、自分の知り合いの建築士でも約半数は知らないと思う。大きな物件を手がけている方でも知らない方がいたので、相談事例を発信していくと良いと思う。興味を持ってくれる方もいると思う。

（伊藤県産材流通課長）

資料1-1の24ページにも記載させていただいたが、建築士向けのPR業務を建築士

向けには25件行っている。非住宅の関係は建築士が窓口になる場合が多いので、重視してPRを進めてきているが、一層のPR努力をしていきたいと考えている。

【山川委員】

3点お聞きしたいのだが、まず1点目は既存条例との整合性について聞きたい。既に、岐阜県森林づくり基本条例があるが、そのなかには市町村の役割という表現があるが、今回は除かれているのはなぜか。資料1-2の3の(3)の事業者の役割のなかに、アイウエとあるが、これも岐阜県森林づくり基本条例では森林組合の役割という表現があるが、今回は除かれている理由はなにか。また、環境生活部の岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例のなかでも、県産材その他の森林資源の利用推進に努めるという条文がある。このなかで事業者、県民及び民間団体は連携し、及び協働するとされているのだが、本条例については、資料1-2の3の(1)に、森林所有者、事業者及び県民との協働並びに国及び市町村との緊密な連携と記載されている。言葉の使い方、連携するのは誰か、協働するのは誰かということが異なっているようにも見えるので、既存条例との整合性を聞きたい。

2点目は、本条例で一番大事な資料1-2の4番に記載されている推進計画については1月以降に作成されるということで、条例を制定してからでなければ定められないと思うが、県議会の方にも12月議会で条例だけ認めてもらって、その後推進計画については何も説明しないというのは良くないと思う。あくまでセットだと思うので、次回以降の本会議で令和5年度の推進計画を説明していただく必要があるのではないか。

3点目は、既に岐阜県森林づくり基本条例というものがあって、さきほど説明された資料1-2の5で県の主要な施策については既に林政部が事業化されているものがほとんどであると思っている。そうしたなかでも(4)の県産材利用促進協定が新たな取組みということになるが、協定を締結することができるという弱い規定である。もう少し強い制限をかけるのであれば条例化にも意味があるが、弱い規定なら条例化する必要があるか疑問である。他にも新しい取組みとしては、(11)の炭素貯蔵量の認定、(13)の表彰というものがあるにはあるが、あえて今回条例を制定する必要があるのかということをお聞きしたい。

(伊藤県産材流通課長)

まず1点目についてだが、今回の条例においても市町村の役割は大きいと考えており、県の責務として市町村との緊密な連携と記載している。

2点目について、岐阜県森林づくり基本条例は川下側の木材利用の規定もあるが、主眼としては森林整備、森林資源の造成などに力点を置いたものである。その点、今回の条例は木材の利用の部分に主眼を置いた条例ということであるため、森林組合に関する記載方法が異なり、事業者の1つという位置付けをしている。

【山川委員】

岐阜県森林づくり基本条例では、林業事業者と森林組合は分けて記載がされていたと思う。今回は、木材利用に力点を置いているので、あえて事業者の中に森林組合を含めるという整理をしたという理解でよいか。

(伊藤県産材流通課長)

そういう理解でよい。今回は、木材業のなかで重要な役割を担う建築関係者を特記している。

(平井林政部次長)

現在の回答について補足させていただく。市町村の役割については、この本条例の上位法である法律の方に地方公共団体の役割という記載がされているため、本条例には記載していないものである。

(伊藤県産材流通課長)

3点目について、もう1度質問を聞かせてもらえないか。

【山川委員】

理念的な条例ということは分かるが、せっかく県産材利用促進協定というものを作るのであれば、協定を締結することができるという表現は余りにも弱すぎるのではないか。これまでの議論のなかで、表現も揉まれてきたのだと思うが、条例制定するということであれば、もう少し事業者にも前向きに取り組んでもらえるような文言が必要ではないか。

(平井林政部次長)

全体をまとめて回答させていただく。

本条例を制定するにあたっては法令審査も行っており、他条例との整合性等はすべてクリアし、若干表現の違いはあっても、既存の条例と不整合が起こることはないということを法務部門にも確認している。

2つ目の質問にあった、条例と計画はセットに議論した方が良いのではないかということについては、確かに計画の策定は重要である。計画も同時並行で策定を進めてはいるが、国の方でも法律を作った後に計画が出てくるまで若干のタイムラグがあったように、県でも12月議会に条例の議決を得た上で、4月1日の施行までに具体的な施策を示させていただくので、その際に議論していただければと思う。

本条例の本質は、県民に協力を求める、いわばお願い条例ともいうべきものである。ただ、県は自ら率先する必要があるため、県有施設は原則として木造化するという部分を入れたものである。その他の部分については、地球温暖化のために、県民、事業者等が一体

となって、木材を利用して炭素を固定化しようという宣言であるので、山川委員のご提案のような方法もあるとは思いますが、県の施策の方で実現していきたいと思っているので理解いただきたい。

【山川委員】

了解した。

【伊藤会長】

直接条例に関わる事項だけでなく、背景など条例制定に至る説明もしてもらっているの
で、そのあたりも含めて意見をいただければと思う。いかがか。

【吉田委員】

本日はこのような機会をいただきありがとうございます。

自分は条例の検討段階から参加させていただいてきた。資料1-2の5(4)にあると
おり、本条例の中に県産材利用促進協定を入れていただいたことは、民間側としてとても
ありがたいと思っている。

自分たちの取組みとなるが、弊社(ヤマガタヤ産業株式会社)では、ぎふの木ネット協
議会を作り、民間の事業者を集めて、県産材利用促進協定を結んで活動を始めようとして
いる。そのなかで、小規模な工務店を含めて川下の需要を取りまとめていく。本条例の運
用が開始されると、相談センターまでは行かない相談でも、こういうことに協力したいの
だがどうしたらいいのか、というものが多数出てくる想定をしている。自分たちも産学官
連携でやっているの、そういうニーズを拾って一緒に活動していくような形になれると
良いと思っている。そうした民間の輪を広げていくことが、行政と連携していくメリット
になると思うので、そうした情報も民間側と共有してもらおう仕組みがあると良いのではと
思う。

また、条例については県民向けというのが大前提だとは思いますが、当協議会に対しては、
県外などからも多数の要望などがきている。ここ半年ぐらいで、SDGs、国産材そして岐阜
県の針葉樹、広葉樹についての要望が増えてきている印象である。少し条例の話とはずれ
るかもしれないが、県全体で応援する仕組みがあると、より一層良いのではと思う。

(伊藤県産材流通課長)

まず、県産材利用促進協定の件であるが、建築物だけに限らず、構築物とか、備品等も
含めて、継続的に木材を利用してもらえる事業者と協定を結ぶことで、安定的な需要拡大
につなげていきたいと考えている。多くの協定を結んでいただけるよう協力願いたい。

2点目の相談センター以外の情報提供や相談対応についてであるが、条例のなかにもあ
えて相談体制の整備という記載をさせていただいている。相談センターに限らず、木材に

興味がある方向けに色々なチャンネルの相談窓口を作っていきたいと考えている。この点についても協力願いたい。

【伊藤会長】

資料1-2の5の(12)に普及啓発という記載があり、県産材に関する情報提供、ぎふ木育の推進等により普及啓発を行うものとされている。また、資料1-2の5の(10)には人材の育成及び確保という項目がある。

最終的には消費者として木を使う方が増えていくのが重要なので、そのあたりに力を込めた表現がどこかでされると良いと思う。人材育成については、林業技術もそうだが、より早い段階から木を使い、森を業の場として意識させるという意味での普及啓発が必要である。それは木育等ということになると思うが、木を担う人間を育てるために、より早い段階からの教育が図れるような措置をどこかで講じていただきたい。今後の計画策定のなかで生かしていただければと思う。

(伊藤県産材流通課長)

計画策定の中で、具体的な方法について検討をしていきたいと思う。

【久保委員】

本条例自体には特段の意見はないが、ぜひ上手く使っていただきたいと思う。例えば、資料1-1の7ページに記載されている木材加工の現状にもあるが、県内の製材工場は約170社であり全国1位なのだが、過去5年間で50社程度減少している。また上位5社で半分を占めている状況であるため、もっと中小の事業者を育てていくような取組みをしていただければと思う。

また、資料1-2の5の(13)に表彰という記載があるが、おそらく木造建築物に対する表彰だと思う。しかし、今後住宅が減少していくなか、木材利用を促進するためには非住宅の内装木質化が避けては通れないので、構造建築物だけではなく、内装木質化部門で内装木質を上手く使っている方の表彰ということも検討してもらえると良い。

(伊藤県産材流通課長)

特に表彰については良いアイデアをいただいたので、意見を参考に今後具体的な方法について検討していきたい。

【伊藤会長】

議事は終了したが、その他として、事務局から(仮称)森林サービス産業推進協議会、(仮称)岐阜県林業・木材製造業労働災害撲滅推進協議会の2点について報告してもらう。

その他

■（仮称）森林サービス産業推進協議会について

（城戸脇森林活用推進課長から資料2に基づき説明）

■（仮称）岐阜県林業・木材製造業労働災害撲滅推進協議会について

（吉峯林業経営改革室長から資料3に基づき説明）

【岩井委員】

自分の経験などからの話となるが、（仮称）岐阜県林業・木材製造業労働災害撲滅推進協議会について、事故が減らないということで、色々な研修や安全教育を進めている場にも行くが、講師が高齢化していて、特に林災防の伐木のチェンソーの免許取得では、林業の現場に直結する部分であるにも関わらず講師が足りていない。また、研修関係者からも、講師だけでは生活ができないので、他の仕事との兼任で講習会へ出て行く状況だと聞いている。研修や安全講習会などに来る人数も一定しないなか、その人数に応じて必要な講師の人数が変わるため、講師の生活も不安定になってしまっている。教える側をどう育て、確保するかが重要であり、他県から来ていただくという意見もあるが、岐阜県は特殊な、地形、気候、文化があるため、ぜひ県の方で講師を育てていくことを進めていただきたい。

（吉峯林業経営改革室長）

講師の確保などの難しさについては承知している。県内の実際に現場で活躍されている方のなかから、そういう意思を持って協力いただける方に声かけをしていきたい。今年度から始まった新しい基本計画の中でも、技術者育成の推進は施策として記載している。具体化するには少し時間がかかると思うが、森ジョブとも連携を深めて実現していきたい。

【細川委員】

（仮称）森林サービス産業推進協議会についてだが、自分たちも参加させていただくことになったのでよろしくお願ひしたい。

まず、現在国では官民協働ということが叫ばれており、県内には国有林も多くあることから、その位置付けもどこかにあると良い。それから、資料2の2ページに森、里、川、海という記載があるが、森林を活用するには山地の谷の整備も必要不可欠であるため、支援の対象として記載してもらえると良い。

（城戸脇森林活用推進課長）

国有林については、以前に比べて、国の方も開発ではないが利用については積極的になっていると聞いている。そういったところを含めて働きかけていきたい。もう一点の資料2の2ページの該当箇所については、環境省のホームページを引用しているため、このような記載となっている。森林空間には谷間も当然入ってくるので、決して排除するという

ことではない。

【伊藤会長】

国有林の話もあったが、久保森林管理署長から何か発言はあるか。

【久保委員】

森林サービス産業の育成には、基本的に国としても協力できることは協力していきたいと考えている。ただし、どういったサービス産業を考えているか、個々の事業内容ごとに検討していくべきものだと思っている。特に収益を生み出すとなると、国民共有の財産であるから、1企業に対してということになると問題もあるが、広く一般的に市町村が行うものについては協力できる面があると思う。そういった点から、具体的な要望等があれば、個々に相談いただいた上で可能な限り協力したい。

【伊藤会長】

面的にも質的にも重要な場所であるので、今後とも支援、指導願いたい。

【山川委員】

医療面から労働災害について、コメントさせていただく。郡上市でも大変痛ましい事故が起きており、大変難しいことだが林政部の方で解決していただきたい。

まず、資料3の1ページの別表2⑧には建設業並みの取組みという記載があるが、建設業の方と話をすると、林業の安全管理は不十分と感じるということであった。例えば、公共事業などを受けられた方については、1時間炎天下で働いたら必ず冷房の部屋で10分休むこととされているなど厳しくやっている。林業の方では現状を考えるとそうしたことはなかなか難しいのだが、現場の安全衛生管理者のような方がしっかり指導をして、現場の日報をつけてもらって、林業事業体に報告をあげることから始めていく必要がある。

次に、資料3の1ページの別表2⑨には強力な指導の導入という記載もあるが、自分も現場医療をしているので色々な悪質事例も承知している。どのように解決していくかは、1つ1つの積み重ねだと思うが、数年で減少するようなものではないので、5年程度の計画で数字を徐々に減らしていく必要がある。そのために必要な施策は何か、経済活動も大事だが命に直結する仕事であるので、大変だとは思いますが林政部を挙げて、数字の軽減に向けて取り組んで欲しい。

こうした協議会を作って推進していくことは大賛成なので、医療機関などとも連携をとっていただきたい。

【伊藤会長】

今の意見も受け止めてもらえればと思う。

【大西委員】

労働安全についてだが、郡上市の素材生産協議会の会議のなかで、市の方からこういうものが作られていると紹介していただいたところである。議論のなかで、例えば関係団体に所属している事業者、公共事業などを行っているところは、しっかり対策を行っているが、一人親方の業者などではなかなか厳しいという話があった。林災防などを活用しても不十分な部分もあるので、補助金などを作るなどして市町村などの単位でそういった林業者も集まるような場を設けて、安全対策について情報交換したり、様々な講習を受ける機会を作っていく必要があるということになった。公共的な事業を行っているところには安全対策費ということで様々な費用があると思うが、民間の一人親方でやっているところは安全対策費を捻出するのが難しいので、そういう方々に届く対策を県で検討して欲しい。

(吉峯森林経営課林業経営対策室長)

先ほどの山川委員からも重要なご指摘をいただいたと思っている。(仮称)岐阜県林業・木材製造業労働災害撲滅推進協議会を立ち上げて、次々と課題は出てくると思う。資料3の1ページの別表2に活動の例を記載しているが、すぐには対応できないものもあると思うが、できるものから対応していきたい。そのためには、関係する方々の理解、協力が必要であり、大西委員が言われたように、集まって情報交換する機会が必要であるため、そういう場を設けていきたい。また、新規参入の就業者の方向けの安全用具の支援なども含めて、施策も見直していきたい。